

消予第 202 号
消警第 238 号
平成 19 年 10 月 1 日

各消防署長
局所属長 様

消 防 局 長

**「ヘリコプター用屋上緊急離着陸場等の設置に関する指導基準」及び
「ヘリコプター用屋上緊急離着陸場等の設置指導に関する事務処理要領」
の一部改正について（通知）**

標記指導基準等については、既に平成 12 年 8 月 13 日付け消予第 153 号により運用しているところであるが、その内容について一部見直しを行い、別添のとおり改正したので通知します。

ついでには、ヘリコプター用の屋上緊急離着陸場等を設置指導することについて、次に掲げる趣旨を十分理解の上、その改正内容を所属職員に周知するとともに、運用にあたっては遺漏のないよう併せて通知します。

1 設置指導の趣旨

高層建築物において火災等の災害が発生した場合、はしご車の有効はしご長の制限等のため、避難並びに消火・救助等の消火活動上大きな障害が生じると予想される。

このような場合、ヘリコプターを活用し高層建築物の屋上空間を消防活動の拠点とすることは、非常用進入口や非常用エレベーターなど他の消防活動用施設の効果と合わせて当該高層建築物の防災性能を向上させることとなる。

また、傷病者の搬送についても、第 3 次救急医療機関等の高度医療施設に緊急離着陸場を整備することにより、搬送時間の短縮、傷病者の効率的な収容等、救命率向上の面において極めて高い効果が期待できる。

さらに、大規模災害発生時にその対策拠点となる防災関係公共機関の施設に緊急離着陸場等を整備することは、必要な対策を速やかに講じる上で非常に有効と考えられる。

そこで、高層建築物においては、その屋上に航空消防活動の拠点を確保するため緊急離着陸場等の設置指導を行うものである。

また、高度医療施設及び防災公共機関の施設に対しても同様の設置指導を行うものである。

2 主な改正内容

- (1) 標記指導基準を適用する建築物の範囲について、それぞれの設置推進する趣旨を勘案し、「防火対象物自体の防災性能向上を資するもの」と「地域の防災性能向上に資するもの」に区別し、前者に「高層建築物」を、後者に「防災関係公共機関」及び「第3次救急医療機関等」をそれぞれ位置付けた。
- (2) 標記指導基準を適用する高層建築物の範囲について、改正前の「高さ 31 メートルを超えるもの」及び「高さ 60 メートルを超えるもの」から、建築基準法に規定する非常用昇降機及び特別避難階段の設置が原則義務付けられる地上 15 階建ての建築物を想定し、「高さ 45 メートルを超えるもの」に一本化することとした。
- (3) 「高さ 100 メートルを超える」高層建築物については、改正前は緊急離着陸場のみを設置指導していたものであるが、地理的条件等によりヘリコプターが屋上に離着陸できない場合を想定し、当該緊急離着陸場の設置が困難な場合に限り緊急救助用スペースの設置を指導する旨、明確にした。
- (4) 事務処理要領の簡素化を図り、設置計画書の審査に際して長崎市建築住宅部建築指導課長及び長崎県消防保安室長との協議を廃止し、審査票の写しをそれぞれ送付することとした。
また、予防課長は、緊急離着陸場等の設置指導に係る審査にあっては、警防課長と合議することとし、設置検査の際は、必要に応じ警防課職員が立ち会うこととした。
- (5) その他所要の整備を図った。

3 運用期日

平成19年10月1日から運用する。

ヘリコプター用屋上緊急離着陸場等の設置に関する指導基準（抜粋）

1 趣旨

この基準は、高層建築物において火災等の災害が発生した場合、地上からの消防活動を支援し、在館者を安全に避難誘導すること、並びに第3次救急医療機関等の高度医療施設及び防災関係公共機関が地域の防災力の向上に資することを目的とし、屋上緊急離着陸場等を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) ヘリコプター： 災害発生時に消防機関等が捜索又は救助等のため運航するヘリコプターをいう。
- (2) 緊急離着陸場等： 災害発生時にヘリコプターによる航空消防活動を行うため建築物の屋上又は地上に設けられた「緊急離着陸場」及び「緊急救助用スペース」をいう。
- (3) 緊急離着陸場： ヘリコプターによる災害活動に際し、航空法(昭和27年法律第231号)第81条の2（捜索又は救助のための特例）の適用により、離着陸することができるよう一定の要件を備えた建築物の屋上又は地上に設けられた場所をいう。
- (4) 緊急救助用スペース： ヘリコプターが航空法第81条の2（捜索又は救助のための特例）の適用により、ホバリングによる災害活動を行えるよう一定の要件（障害物がなく、必要な広さと設備を有すること等）を備えた建築物の屋上に設けられたスペースをいう。
- (5) 着陸帯： ヘリコプターの離陸又は着陸の用に供するため設けられる必要なスペースをいう。
- (6) 高層建築物： 高さ31メートルを超える建築物で非常用エレベーターの設置を要するものをいう。
- (7) 第3次救急医療機関等： 救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日厚生省医療第692号）に定める救命救急センター及びこれに準ずる大学病院等の高度医療施設をいう。
- (8) 防災関係公共機関： 大規模災害発生時に防災対策実施上の拠点となる公共機関の施設をいう。

3 適用の範囲

次の防火対象物について、設置の指導を行うものとする。

(1) 防火対象物自体の防災性能向上に資するもの

防火対象物 区分	高層建築物	
	100メートルを超えるもの	45メートルを超えるもの
緊急離着陸場	◎	△
緊急救助用スペース	◎ (※)	◎

(2) 地域の防災性能向上に資するもの

防火対象物 区分	防災関係公共機関	第3次救急医療機関等	
		救命救急センター	大学病院等
緊急離着陸場	△	◎	△
緊急救助用スペース	◎		

凡例◎：設置を指導するもの

◎ (※)：緊急離着陸場の設置が困難な場合に設置を指導するもの

△：設置を要望するもの

備考 1 防災関係公共機関及び第3次救急医療機関等については、防火対象物の屋上又は敷地内の地上に設置する。

2 大学病院等とは、次のものをいう。

(1) 大学附属の総合病院で救急部を有するもの

(2) 国公立及び公的総合病院で救急医療施設を有するもの

3 「設置が困難な場合」とは、周辺の地理的条件等により設置することが困難である場合をいう。

4 設置基準

別記1のとおり。

5 設置基準の細目

(1) 緊急離着陸場は、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

ア 着陸帯

(ア) 着陸帯の床面強度は、ラーメン及びスラブ設計とも短期荷重として捉え、9,700キログラム以上に耐え得るものであること。

(イ) 建築物屋上におけるビル風等の影響を考慮し、「プラットホーム方式(屋上の床の上部に離発着するための床を設け、屋上と床との間に空気の流通する空間を設けたもの)」が望ましい。

なお、「プラットホーム方式」とする場合、グレーチング等上下方向に風の流通する床材料の使用は避けること。

(ウ) 最大許容重量標識は、床面強度（設計短期荷重）を2.25で除した値（小数点2位切り捨て）を表示すること。

イ 夜間照明設備

(ア) 飛行場灯台については、原則として航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第117条第1項第3号イの基準に準じること。

(イ) 境界灯について、航空法施行規則第117条第1項第3号エの基準に準じること。

(ウ) 航空障害灯については、航空法施行規則第127条第1号ニに基づく低光度航空障害灯に準じること。

(エ) 次の各号により緊急離着陸場の付近に夜間照明制御盤を設置するとともに、防災センター等に遠隔操作盤を設けること。

a 夜間照明設備は、防災センター等からの遠隔操作によって点灯できるものとする。

b 夜間照明制御盤は、防災センター等からの遠隔操作に対し、優先して制御できるものとする。

c 夜間照明制御盤及び遠隔操作盤には、必要に応じ飛行場灯台のみを消灯できるスイッチを設けること。

d 夜間照明制御盤及び遠隔操作盤には、緊急離着陸場用夜間照明制御盤等である旨の表示をすること。

(オ) 夜間照明設備については、電球、ヒューズ等の予備品を備えること。

(カ) 非常電源から各夜間照明設備までの配線は、耐火配線とすること。

ウ 脱落転落防止施設（柵・手摺り等）

次の施設を進入表面及び転移表面上に突出しない位置に設置すること。

(ア) ヘリコプターの脱落防止施設（高さ15センチメートル以上40センチメートル以下）

(イ) 人員の転落防止施設(柵・手摺り等)

a 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第126条に基づき高さ1.1メートル以上の手摺りで兼用することができること。

b 上記aによることが適当でない場合は、人員の転落を防止できる有効な施設を設置すること。

エ 燃料流出防止施設

- (ア) 燃料流出防止施設は、次に示すいずれかの方式又はその複合方式とすること。
- a 溜めます方式
 - b 側溝方式
 - c 屋上部分の利用方式
- (イ) いずれの方式も容量 1,000 リットル以上(溜めます等が2ヶ所以上の場合は、その合計の容量とする。)とし、最終溜めます等には、雨水排水口(樋)に燃料が流れ込まないように、蓋・バルブ等を設けること。

オ 待避場所

ヘリコプターが接近した場合に要救助者等が待避する場所を次により設ける。

- (ア) 待避場所は、緊急離着陸場の近くでヘリコプターの離着陸時に風圧等の影響を受けない位置に設置すること。
- (イ) 待避場所は、階段又は非常用エレベーターに近い側に設けること。
- (ウ) 待避場所の広さは、概ね10平方メートル以上の広さとし、枠を床面に表示すること。(ライン幅10センチメートル以上とすること。)
- (エ) 待避場所には、下図に示す待避標識を設置すること。

**救助用ヘリコプターが接近したら
この場所に待避して下さい。**

- ※・ 標識の大きさは、125 センチメートル×35 センチメートル以上とすること。
- ・ 標識の材質は問わないが、耐久性のあるものとする。 (床面に直接表示してもよい。)
- ・ 白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。
- ・ 枠、文字の幅については問わない。

カ 消火設備

- (ア) 要救助者等の防護等のため消火器(容量8リットル以上の泡消火器1本又は強化液消火器1本以上)を設置すること。
- (イ) 連結送水管の放水口は単口型とし、放水用器具(ホース2本、噴霧切替ノズル1本)及びその格納箱を設置すること。
- なお、「プラットホーム方式」の場合は、当該部分でなく屋上部分に設置して差し支えない。
- (ウ) 泡消火栓を設置した場合は、当該部分の連結送水管の設置を省略して差し支えない。
- (2) 緊急救助用スペースは、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。
- ア 緊急救助用スペース面の強度は、通常床強度以上とすること。

イ 夜間照明設備、脱落転落防止施設、待避場所は前(1)イ、ウ及びオに準じ設置すること。

ウ 夜間照明設備のうち、境界灯を設置し難い場合に設置する区域照明灯については、航空法施行規則第 117 条第 1 項第 3 号コ着陸区域照明灯の基準に準ずること。

(3) その他の事項

ア 「H」（緊急離着陸場）又は「R」（緊急救助用スペース）の文字の大きさ等については、別図—1、2のとおり。

イ 認識番号の数字の大きさについては、別図—3のとおり。

ウ 最大許容重量標識の文字・数字の大きさについては、別図—4のとおり。

エ 緊急離着陸場等の着陸帯及び緊急救助用スペース面のライン及び認識番号等は、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイント塗りとすること。

オ 屋上の緊急離着陸場等は、建築物の避難階段及び非常用エレベーター等と有効に通じていること。

また、避難階段室内及び屋上へ通じる廊下等に緊急離着陸場等が屋上にある旨の案内表示をすること。

カ 緊急離着陸場等の配置については、排煙設備の排煙口との位置等を十分配慮すること。

キ 第3次救急医療機関の屋上出入口は、担架を搬送するために必要な幅員を確保すること。

ク 緊急離着陸場等の直近に、防災センターと連絡できる専用電話を設置すること。

ケ 屋上出入口の扉は、屋内外から鍵を使用することなく開放できること。

ただし、災害発生時に防災センターから一括解錠できる錠前又は煙感知器等の作動により連動して解錠する自動解錠装置が設置されている場合を除く。

コ 屋上出入口の扉の屋内側に「緊急離着陸場」又は「緊急救助用スペース」と表示し、屋外側には「屋内進入口」と表示すること。

6 緊急離着陸場等の設置計画書の提出

緊急離着陸場等を設置しようとする者は、次に掲げる図書を添付した「緊急離着陸場等設置計画書」（別記様式第1号）を消防局長に2部提出し、その審査を受けるものとする。

- (1) 付近見取図（縮尺 1/5000 程度の市街地地図に建築物の位置を表示する。）
- (2) 配置図（縮尺 1/500 程度で建築物の配置状況を示す平面図）
- (3) 立面図（縮尺 1/500 程度で建築物の2面以上の外観状況を示す立面図）
- (4) 進入表面、転移表面の区域を記入した全体平面（縮尺 1/2500 程度）
- (5) 建築物の屋上部分に係る平面図及び断面図で進入表面、転移表面を表記したもの。

(縮尺 1/200 で、塔屋、避雷針、手すり等の障害物件と制限表面の位置関係を明記する。別図一 5 参照)

(6) 緊急離着陸場等の平面詳細図(縮尺 1/100 で標識等、夜間照明設備、機械排煙口、待避場所、専用電話(インターホン)その他付帯設備の配置状況を明記する。)

(7) 構造計算書(構造計算書のほか、当該建築物が所要の短期荷重に耐え得ることの証明書を添付すること。ただし、緊急離着陸場に限り。)

7 緊急離着陸場等の設置届出書の提出

緊急離着陸場等の設置者は、当該緊急離着陸場等の工事が完了した場合、前 6 に掲げる図書を添付した「緊急離着陸場等設置届出書」(別記様式第 2 号)を 3 部消防局長に届け出て検査を受けること。

8 事務手続き

緊急離着陸場等の設置指導に係る事務手続きについては、別に定める事務処理要領によること。(別添参照)

9 維持管理

(1) 緊急離着陸場等の管理者は、航空消防活動の支障とならないよう、その施設及び周辺の建築設備等の維持管理に努めること。

なお、やむを得ずこれらの変更等を行う場合は、消防署長の事前指導を受けるものとする。

(2) 消防署長は、立入検査等の際に各緊急離着陸場等の維持管理状況について確認し、不備事項についてはその是正を求めるものとする。

10 その他

緊急離着陸場等が設置後にこの基準に適合しなくなった場合の取扱いについては、消防局長又は消防署長が別途協議する。

また、既存の防火対象物について新たに緊急離着陸場等を設置する場合においても、本設置指導基準を適用する。